令和８年度

村山市除雪計画書

令和８年１１月

村山市建設課

目　　次

令和８年度村山市冬期道路対策方針・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

令和８年度除雪計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

除雪区域及び順路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

除雪作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３～４

除雪体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

緊急時連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

地区別除雪体制、除雪工区割図・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６

要望等に関する連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

雪捨て場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

雪押し場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

パトロール体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８～９

休祝日の当番体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

災害時における除雪対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

除雪管理システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

各施設除雪箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１０

村山市除雪報奨金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１

村山市小型除雪機械貸付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１２

除雪報奨金制度、小型除雪機械貸付を申請するには・・・・Ｐ．１２

融雪剤の配布について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１２

小型除雪機購入補助制度について・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１３

令和８年度　村山市冬期道路対策方針

市民が安全で快適に暮らすことができる住環境を確保するため、生活の基盤である市道等のきめ細かな除雪を推進するとともに、官民協働の除排雪の体制を構築し、雪に強く、雪と共存できる住みよいまちを目指し、この方針を定め取り組みを行うものである。

【重点方針】

１）地区民、行政、委託業者の連携した除雪体制の確立

２）通勤路線、通学路、バス路線等（幹線道路）の迅速な確保

３）歩行者の安全確保

４）暮らしやすい環境づくりのため、可能な限り住宅等の間口に配慮したきめ細かな除雪

５）交差点部の見通し確保

【除雪計画・体制】

１）幹線道路、生活関連道路、公共施設等を除雪対象とする。

２）除雪作業は、除雪計画に基づき、委託業者が行う。

【除雪区分】

１）除雪区分は、機械除雪（車・歩道）、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーティング）、流雪施設（流雪溝、消融雪溝）とする。

【巡視】

１）市内の巡視を徹底し、通行の安全のため車道・歩道幅員の確保に努める。

【地域の協力体制】

１）迅速及び効率的な除雪対応を図るため、地区の協力のもと、雪押し場の確保に努める。

２）消雪道路において、効率的な消雪を図るため、道路へ雪を出さないように指導する。

３）流雪施設は、水上がりを防止するため、地区と連携し、維持管理を徹底する。

４）豪雪の際は、地区ごとの除雪対応の調整を図り、地区と連携し、生活関連道路等の確保および除雪に関する要望等に対応する。

【報奨金制度】

住民自らが市道・生活道の除排雪作業を行った場合は、除雪報奨金制度要綱により報奨金を交付する。（制度要綱はP.11に記載）

令和８年度　除雪計画

この計画は、村山市冬期道路対策方針に基づき定める。

○計画の概要

１）令和８年度道路除雪計画は、２７５．３㎞とする。（開発関係で増減有り）

２）道路種別ごとの除雪計画表

種　別	路線数	延　長（㎞）	内　　訳			
			１級	２級	その他	歩道
市　道	６８５	２３０．７	２４．４	２４．０	１８２．３	
県　道	３	１．１	１．１			
生活道	８５	７．２			７．２	
歩　道	３０	１８．２				１８．２
合　計	８０３	２５７．２	２５．５	２４．０	１８９．５	１８．２
消　雪	３０	１８．１				

３）除雪の種類は、機械除雪２５７．２㎞、消雪１８．１㎞、合計２７５．３㎞とする。

４）道路区分ごとの除雪機械台数

道路区分（車道歩道の区別）	委託除雪（機械除雪）		
	台　数		
	業者所有	市貸付	合計
車　道	８６	７	９３
歩　道	２	２	４
合　計	８８	９	９７

○除雪区域及び順路

１）除雪区域については、村山東ブロック（楯岡、大倉、袖崎地域）、村山西ブロック（西郷、大久保、冨本、戸沢、大高根地域）の２ブロックに分けて行う。

２）除雪の順路については、下記のとおりとする。
①通勤路線、通学路、バス路線等の重要路線
②家屋密集地あるいは地区を結ぶのに必要な路線
③上記以外の路線

○除雪作業

１）作業時間　早朝除雪（新雪除雪）は、午前７時を完了目標とする。
ただし、降雪状況（雪の降り始め時間）により目標時間を超えて作業をする場合がある。また、一部の路線は早朝の通行が見込まれないため、他の路線の早朝除雪が完了してから作業を開始する。

２）出動基準　原則として午前２時～３時の時点における受託者の観測により、車道及び歩道の積雪深が１０㎝以上または１０㎝に達すると見込まれる時に出動する。

３）作業内容　①車道除雪
・通行に支障のないよう車道幅員の確保に努める。
・住宅等の間口に配慮し、雪の塊を残さない除雪を目標とする。
・日中除雪を強化し、下記の作業を積極的に行うものとする。

ア）路面整正　圧雪時に舗装路面の露出を目標とする。

イ）拡幅調整　路肩に堆積された雪により車道幅員が狭くなった場合は、幅出し作業を実施し、車道幅員を確保する。なお、家屋が連坦する地域において、拡幅調整が困難な場合は、排雪作業を実施するものとする。

ウ）交差点部見通し確保　積雪により交差点の見通しが悪くなり、交通事故発生の可能性が高くなった場合は、交差点部の角崩しや排雪を適宜実施し、見通しを確保するものとする。

②歩道除雪　通行に支障のないよう歩道幅員の確保に努める。

４）作業報告　　作業終了後、作業時間等を報告するものとし、作業日報を作成し提出するものとする。

５）安全管理　　①交通安全に十分注意して作業を行う。
②道路の構造物（側溝、マンホール、水道施設、道路標識、ガードレール、消火栓等）及び民間の各種物件に損害を与えぬよう十分注意する。
③故障、事故発生のときは速やかに建設課に報告し指示を受ける。
④除雪車の運転は、安全を考慮し、心身ともに健康な者とする。

○除雪体制

除雪対策本部	村山市建設課　℡0237-55-2111（内線）230・235・236
対策本部長	副 市 長　原田　和浩
事務局長	建設課長　鈴木　斉
事務局次長	課長補佐　矢作　徹
事務担当	維持主査(兼)係長 結城 清人、主任 吉田 峻太朗、主事補 尾崎駿介 自動車運転主任(兼)土木工手　柴田 昭浩
除雪委託業者	村山東ブロック　㈱建北社　代表取締役社長　安達　裕真 村山西ブロック　㈱マツダ建設　代表取締役　松田　諒一

○緊急時連絡系統

災害発生時等の関係機関への連絡先は、下記のとおりとする。

本部
村山市建設課
℡0237－55－2111
内線 230・235・236

関係官庁
尾花沢国道維持出張所　℡0237－23－2521
村山総合支庁建設部　℡0237－47－8600
（北村山道路計画課）
村山警察署　℡0237－52－0110
村山市消防署　℡0237－55－2514

関係機関
東北電力　℡0120－175366
ＮＴＴ　℡113
（携帯からは℡0120－444113）
楯岡交通　℡0237－55－3131

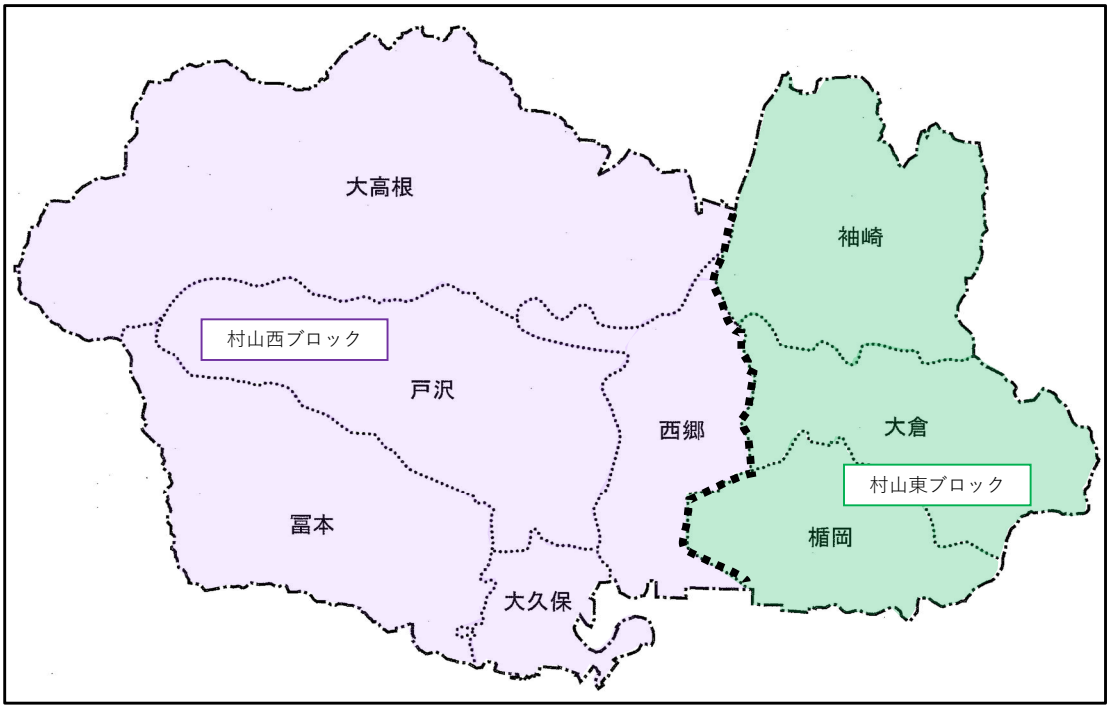
病　院
北村山公立病院　℡0237－42－2111
県立河北病院　℡0237－73－3131

○地区別除雪体制

地域ごとの除雪業者、連絡先は下記のとおりとする。

ブロック名	地　域　名	業　者　名	連　絡　先
村山東ブロック	楯岡、大倉、袖崎地域	㈱建北社	除雪専用ダイヤル TEL 0237-48-8200 会社代表 TEL 0237-55-4511
村山西ブロック	西郷、大久保、冨本、 戸沢、大高根地域	㈱マツダ建設	除雪専用ダイヤル TEL 090-7488-2021 会社代表 TEL 0237-56-2020

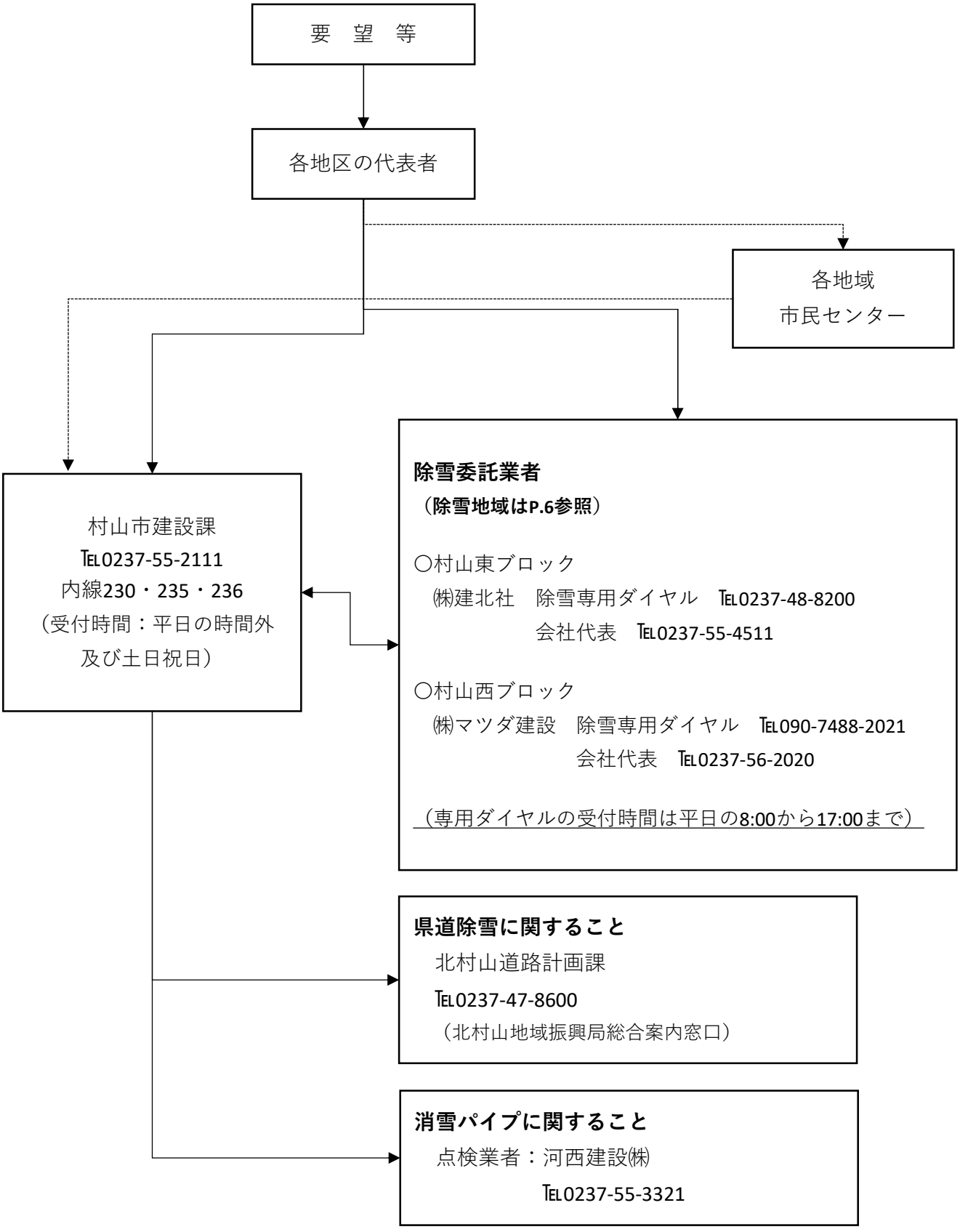
○除雪工区割図



○要望等に関する連絡系統

各地区での除雪に関する要望等の連絡系統は下記のとおりとする。

個人の要望等については、代表者（町内会長、地区長等）が取りまとめ、市又は除雪委託業者へ連絡する。



○雪捨て場

１）市内の雪捨て場は下記のとおりとする。

①碁点イベント広場（村山市大字河島地内）　西ブロック

排雪時間　　：　午前８時３０分～午後５時まで

（ただし、国・県道の排雪作業により夜間搬入する場合がある。）

車両制限等　：　なし

②ハリス運動広場（金谷運動広場）駐車場（村山市大字櫛山地内）　東ブロック

排雪時間　　：　午前８時３０分～午後５時まで

車両制限等　：　一般家庭の受入れのみ４ｔ車まで、業者の搬入は不可

③楯岡向原緑地公園（村山市大字楯岡字向原地内）　東ブロック

排雪時間　　：　午前８時３０分～午後５時まで

車両制限等　：　なし

２）市内各雪捨て場には管理人（ガードマン）を配置し、車両の誘導のほか、土砂混入のチェックなどを行うものとする。

３）雪捨て場については、搬入状況により、大型車を規制する場合がある。

４）期間中、捨て場の不足が予想される場合は、臨時に市が確保するものとする。

○雪押し場

１）各地区における雪押し場については、各地区で確保するものとする。
協力依頼の方法については､各地区で異なることから､地区に一任するものとする。

２）住宅等の間口に配慮したきめ細かな除雪の実施に向けて、可能な限り多くの箇所について協力をお願いする。

３）市からの協力依頼を必要とする場合については、文書で依頼するものとする。

４）雪押し場として利用した土地については、春からの土地利用に支障をきたさないよう、地区と協力して雪割り作業や石拾い等の作業を行うものとする。

○パトロール体制

１）委託業者のパトロールについて
担当地区ごとに各路線をパトロールし、出動判断、除雪状況の確認をする。
通行に支障がある場合は、市と協議のうえ除雪作業を行う。
要望等があった場合は、市と協議のうえ対応する。

２）市のパトロールについて

各路線をパトロールし、除雪状況の確認をする。

通行に支障がある場合は、路面整正・拡幅調整（幅出し）・交差点部の見通し確保・排雪作業等の指示を行う。

要望等があった場合は随時パトロールし、委託業者と協議のうえ対応する。

○休祝日の当番体制

１）令和８年１２月～令和９年３月の期間における休祝日（年末年始休みも含む）について、市役所建設課に職員を待機させ、連絡が取れる体制をとる。

２）原則として、待機時間は午前８時３０分～午後５時１５分までとする。

ただし、前日または当日の降雪・積雪状況により待機の有無、待機時間の変更が生じる場合がある。

○災害時における除雪対応

積雪時に大規模地震などの災害が発生し、生活道路が雪崩や家屋倒壊により分断された時、委託業者は除雪機械を集中導入して復旧作業を行い、道路交通を確保して速やかな住民避難や物資輸送につなげる。

また、避難所開設が必要と判断された場合、速やかに避難所駐車場の確保を行うものとする。

○除雪管理システム

１）事務の効率化について

各除雪車両に取り付けたＧＰＳ端末（スマホ）から、車両情報をリアルタイムに確認することにより、除雪車両の作業状況や履歴などを管理しながら除雪費用の算出を行う。手書きで行っていた事務をシステムにより自動化し、事務の効率化を図りながら除雪作業の適正化に結び付いている。

２）市民サービスの向上について

除雪作業についての問い合わせに対し、作業状況をお伝えすることが可能となった。また、市民自らが村山市公式ホームページから除雪管理システムにアクセスすることにより除雪の作業状況を確認することができる。

○各施設除雪箇所

No.	施　設　名		除雪場所	除雪時間	除雪委託業者	備　考
1	楯岡地域市民センター	楯岡二日町6-24	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
2	西郷地域市民センター	大字名取1339-7	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
3	大倉地域市民センター	大字櫛山463-14	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
4	大久保地域市民センター	大字大久保甲875-1	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
5	旧冨本地域市民センター	大字湯野沢155-1	第１駐車場(敷地内)	随時	㈱マツダ建設	必要がある場合のみ
			第２駐車場(道路向い)	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
6	戸沢地域市民センター	大字長善寺1675	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
7	袖崎地域市民センター	大字土生田2185	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
8	大高根地域市民センター	大字富並1794-2	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
9	旧勤労青少年ホーム	大字大久保甲610-2	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
10	ひばり保育園	楯岡北町二丁目5-56	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱建北社	
11	西郷地域放課後児童クラブ	大字名取3332-66	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
12	旧ちぐさ認定こども園	大字大久保甲875-1	駐車場	随時	㈱マツダ建設	必要がある場合のみ
13	冨本地域市民センター	大字湯野沢4605	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	葉山中バス転回所
14	楯岡地域放課後児童クラブ	楯岡楯8-11	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱建北社	
15	いきいき元気館	中央一丁目6-5	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱建北社	
16	福祉センター	中央一丁目5-24	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
17	甑葉プラザ倉庫	楯岡十日町6-42	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
18	総合福祉支援センター	楯岡笛田四丁目5-1	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
19	Link MURAYAMA	楯岡荒町二丁目1-1	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱建北社	除雪箇所等要確認
20	楯岡小学校	楯岡楯18-1	駐車場・玄関前・通路 給食室前	常時(早朝)	㈱建北社	行事予定表
21	西郷小学校	大字名取1217	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
22	袖崎小学校	大字土生田263	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱建北社	行事予定表
23	大久保小学校	大字大久保甲1-1	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
24	冨本小学校	大字湯野沢1129	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
25	戸沢小学校	大字長善寺293-2	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
26	富並小学校	大字富並2169	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
27	楯岡中学校	楯岡新高田11-3	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱建北社	行事予定表
28	葉山中学校	大字稲下1757	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	行事予定表
29	最上徳内記念館	中央一丁目2-12	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
30	最上川美術館	大字大淀1084-1	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
31	農村文化保存伝承館	大字河島元杉島1315-1	駐車場	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
32	市民会館	楯岡笛田二丁目6-1	施設前駐車場 大ホール北側 小ホール前	常時(早朝)	㈱建北社	
			大駐車場	イベント時	㈱建北社	行事予定表
33	東沢公園	楯岡東沢1-25	旧湖心亭前駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
			屋外音楽堂前	イベント時	㈱建北社	
			第１駐車場	イベント時	㈱建北社	行事予定表
34	道の駅むらやま　東側	大字楯岡7635-1（R13東側）	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
35	道の駅むらやま　西側	大字楯岡7635-1	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
36	村山駅　東口	楯岡新町一丁目10-1	駐車場・ロータリ	常時(早朝)	㈱建北社	
37	村山駅　西口	楯岡新町一丁目10-1	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
38	市役所	中央一丁目3-6	庁舎構内	常時(早朝)	㈱建北社	日曜市役所あり
	農村環境改善センター	中央一丁目3-6				
	保健センター	中央一丁目3-6				休日診療あり
	武道館	中央一丁目3-6				
	北村山視聴覚教育センター	中央一丁目3-6				
	商工会	中央一丁目3-5				
39	山の内自然体験交流施設やまばと	大字山の内120	駐車場・玄関前・通路	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
40	金谷汚水中継ポンプ場	大字本飯田1224-40	施設入口、駐車場	随時	㈱建北社	施設定期点検あり
41	袖崎地区農集排処理施設	大字土生田1634	施設入口、駐車場	随時	㈱建北社	施設定期点検あり
42	楯岡高区配水場	大字楯岡字上原4510	施設入口	随時	㈱建北社	施設点検あり
43	消防署	中央一丁目3-13	庁舎構内	常時(早朝)	㈱建北社	
44	防災センター	楯岡新町二丁目7-14	駐車場	常時(早朝)	㈱建北社	
45	大旦川排水機場	大字河島元塩川字源太河原地先	駐車場・玄関前	常時(早朝)	㈱マツダ建設	
46	定住促進楯岡北町団地	楯岡北町二丁目4-1	駐車場・通路	常時(早朝)	㈱建北社	
47	甑葉プラザ	楯岡五日町14番20号	駐車場	常時(早朝)	政策推進課　管理	
48	居合振武館	大字林崎86-1	駐車場	常時(早朝)	指定管理者　管理	
49	Sun＋RosettaMurayama（市民体育館）	碁点1034	駐車場	常時(早朝)		

昨年より変更

○村山市除雪報奨金制度要綱

（報奨金の交付）

第１条　市は冬期間における市道・生活道（公道等）の通行を確保するため、除排雪作業を住民自らが行った場合、この要綱に定めるところにより報奨金を交付する。

（対象）

第２条　報奨金の交付対象とする除排雪作業とは、小型除雪機、トラクター、トラック等（以下「除雪機械等」という。）を利用した作業で、次の各号に該当する場合とする。また、人力作業による雪庇崩し、交差点部の角崩し作業等についても該当するものとする。

１　地区が一丸となって行った除排雪作業（除雪機械等での作業）

２　地区が一丸となって行った除排雪作業（人力作業）

３　冬期間を通して恒常的に行った除排雪作業

（報奨金の額等）

第３条　報奨金の額は、次のとおりとする。

１　第２条の１の場合、１回当りの除雪機械等１台おおむね３時間の作業につき 2,500 円とし、１回当りの限度額を 25,000 円とする。ただし、１地区の報奨金交付回数は２回までとする。

２　第２条の２の場合、１回の作業に当り一人 500 円とし、１回当りの限度額を 20,000 円とする。ただし、１地区の報奨金交付回数は２回までとする。また、１と２については、併用して申請できるものとする。

３　第２条の３の場合、１冬期　延長１ｍ当り 800 円とする。また、限度額は 50,000 円とする。

４　上記の規定にかかわらず、豪雪対策本部または豪雪対策連絡会議が設置された場合は、第３条の１および２における１地区の報奨金交付回数を４回までとする。また、第３条の３における報奨金の額を、１冬期　延長１ｍ当り 1,200 円とし、限度額を 75,000 円とする。

（申請）

第４条　報奨金の申請は、除排雪作業の代表者からの申請に基づいて行う。また、申請の最終期限は１月３１日までとする。

（交付）

第５条　報奨金の交付は、第２条の１および２については申請後速やかに交付するものとする。第２条の３については市で現地を確認した後、交付するものとする。

附則　この要綱は平成２５年１２月１日から施行する。

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

○村山市小型除雪機械貸付要綱

第１条　村山市小型除雪機械（以下「小型除雪機」という。）の貸付について、この要綱の定めるところによる。

第２条　小型除雪機を貸付ける対象は、次のとおりとする。
　１　市道・生活道の除排雪作業を住民自らが行う場合
　２　市が管理する施設の除排雪作業を行う場合

第３条　申請は、小型除雪機貸付け申請書により市長に対し代表者が行うものとする。

第４条　前条による申請があった場合は、使用の状況調査を行い、諾否を決定するものとする。

第５条　貸付けの期間は、最長１週間とする。

第６条　小型除雪機の稼働に対する燃料代は、借受者が負担するものとする。

第７条　小型除雪機の移動は、借受者が行う。ただし、返納する場合は異常の有無の確認を受けなければならない。

第８条　小型除雪機の維持に必要な点検・整備および修理代は、市が負担する。ただし借受者の過失による破損の修理代は、借受者の負担とする。

第９条　小型除雪機運転作業中の事故は、全て借受者の責任で処理するものとする。

附則　この要綱は平成１５年１２月２５日から施行する。
　　この要綱は令和６年４月１日から施行する。

○除雪報奨金制度、小型除雪機械貸付を申請するには

１）　申請は、市役所建設課へ直接行うか、各地域市民センターに行って下さい。
２）　申請は、地区の代表者（代表者の都合が悪い場合は、代理でも可）または、関係者の代表者が行って下さい。
３）　小型除雪機を借受ける場合は、事前に予約状況を建設課に問い合わせて下さい。
４）　小型除雪機の運搬は、借受ける方の対応となり、車の手配が必要となります。
※貸付用小型除雪機：30ps 級　幅 1.2m　重量 1,067 kg　1.5t 以上のトラックに積載可能

○融雪剤の配布について

１）　路面凍結した公共の道路や施設に散布する融雪剤を、各地区に配布します。
２）　融雪剤は、１袋 25kg 入りの塩化マグネシウムです。

小型除雪機購入費の補助制度をご利用ください

家庭用として使用する除雪機械の購入に対して補助金を交付いたします。

●**対象機械**：新品の家庭用小型除雪機
（中古機械、農業用機械のアタッチメントは対象外となります。）

●**対象要件**：①市内に住所を有する個人。
②市税・水道料金等の滞納がないこと。
③市内の小型除雪機械販売事業所から購入すること。
※購入後、除雪機械を７年間継続して使用することが条件となり、売却・譲渡・処分することは原則できません。（ただし、やむを得ない事情により処分する場合は届出が必要になります。）

●**補助金額**：購入経費の 10 分の 1 以内（補助限度額 50,000 円）

補助金交付の流れ

①交付申請	購入前または購入した年度の 3 月 10 日までに必要書類を添付して建設課に申請書を提出してください。 【必要書類】購入見積書又は領収書に準ずる書類の写し、カタログの写し、同意書（市税等の滞納状況確認への同意）
↓	
②交付決定	申請書類を審査し、決定通知書を交付します。
↓	
③購　入	購入前の場合は年度内に除雪機械を市内の販売事業所から購入します。
↓	
④実績報告	機械の購入後、必要書類を添付して実績報告書を提出してください。 【必要書類】購入機械の領収書又はこれに準ずる書類の写し（申請時に添付していれば不要）、購入機械の写真 ※購入後 10 日以内又は 3 月 15 日のいずれか早い日までに行ってください。
↓	
⑤請　求	交付申請時と実績報告時の金額が変わりなければ、請求書を提出してください。 【必要書類】請求書、振込口座を確認できるものの写し（通帳の写し）

※交付決定後、申請内容の変更又は申請取下げをする時は、別途「変更承認申請」「取下げ届出」を行う必要があります。

※申請書類や補助金交付要綱等は、村山市公式ホームページ「https://www.city.murayama.lg.jp」よりダウンロードをすることができます。また、市役所建設課にも用意しておりますのでご利用ください。

お問い合わせ先：村山市建設課維持係（電話５５－２１１１：内線２３５・２３６）
申請書受付先 ：村山市建設課又は各地域市民センター窓口